中「以下14」を「以下15」に改め、「その旨」の次に「(国外に居住する非居住者であり、９(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合には、その旨を含む。)」を加え、同表記載要領14を同表記載要領15とし、同表中記載要領13を記載要領14とし、記載要領10から記載要領12までを１ずつ繰り下げ、同表記載要領９中「以下９」を「以下10」に改め、同表記載要領９(ロ)中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に、「又は特別特定取得（同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。(ハ)において同じ。)」を「、特別特定取得（同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいい、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条第５項に規定する特例取得及び同法第６条の２第２項に規定する特別特例取得を含む。(ハ)において同じ。)又は特例特別特例取得（同条第10項に規定する特例特別特例取得をいう。(ハ)において同じ。)」に改め、同表記載要領９(ハ)中「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に、「又は特別特定取得」を「、特別特定取得又は特例特別特例取得」に改め、同表記載要領９を同表記載要領10とし、同表記載要領８の次に次のように加える。

９　退職手当等（地方税法第50条の２及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下９及び18において同じ。)の支払を受ける配偶者（合計所得金額（同法第23条第１項第13号及び第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下９において同じ。)が133万円以下であるものに限る。以下９及び18において同じ。)又は扶養親族がいる場合には、「摘要」の欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。)及びその者の合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)にはその旨を記載してください。氏名の前には（退）と記載し、「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。 (イ)　年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者 (ロ)　年齢30歳以上70歳未満の者であって、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 (ハ)　年齢30歳以上70歳未満の者であって、障害者 (ニ)　年齢30歳以上70歳未満の者であって、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

９　退職手当等（地方税法第50条の２及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下９及び18において同じ。)の支払を受ける配偶者（合計所得金額（同法第23条第１項第13号及び第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下９において同じ。)が133万円以下であるものに限る。以下９及び18において同じ。)又は扶養親族がいる場合には、「摘要」の欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨及びその者の合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)にはその旨を記載してください。氏名の前には（退）と記載し、「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

を「以下10」に改め、同表記載要領９(ロ)中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に改め、同表記載要領９(ハ)中「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に改め、同表記載要領９を同表記載要領10とし、同表記載要領８の次に次のように加える。

第十七号の二様式別表記載要領12中「その旨」の次に「(国外に居住する非居住者であり、次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合には、その旨を含む。)」を加え、同表記載要領12に次のように加える。

(イ)　年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者

(ロ)　年齢30歳以上70歳未満の者であって、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

(ハ)　年齢30歳以上70歳未満の者であって、障害者

(ニ)　年齢30歳以上70歳未満の者であって、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者